

「中国バイヤーとの商談成功事例創出事業」業務委託仕様書

1 委託業務の名称

中国バイヤーとの商談成功事例創出事業

2 委託業務の目的

世界的に大きな市場である中国は、県内事業者にとっても最重要国の一つであり、県としても中国との経済交流をさらに促進していく必要がある。

本業務は、中国から熱意のある積極的なバイヤーを招聘し、商談成約の可能性が高い県内事業者とのマッチング・商談を支援することで、対中国との商取引の成功事例を創出し、他事業者の参考事例としていくことで、中国との経済交流の更なる促進を図るものである。

3 委託業務の内容

(1) 良質な中国バイヤー等の選定

県内事業者との商談成立に意欲的な中国バイヤーや、中国向けに日本製品の輸出を行っている商社などを選定すること。(バイヤー選定後、県において同事業に参加する県内事業者を募集する。募集する県内事業者には、伝統工芸品関係の事業者を含める。)

(2) 富山県への招聘

(1) で選定したバイヤー等を富山県に招聘し、製作現場の視察や職人・メーカーとの顔を合わせてのセッション等を実施すること。視察やセッションの実施に際しては、県で募集した県内事業者の中から商談成立の可能性が高い事業者を選定するとともに、伝統工芸品関係の事業者を必ず含めること。また、招聘中には視察先となった各事業者が効果的に自社PRできるよう、県内事業者をフォローすること。

併せて、招聘中には不特定多数の県内事業者が参加できる商談会・セミナーの機会を設けること。

(3) 商談の調整、交渉

招聘後の県内事業者とバイヤー等との実務的な商談や商品の発出・販売に至る過程をサポートすること。

(4) 事業結果の取りまとめ

成功事例として事業結果を公表するための資料・報告書を作成すること。なお、ホームページによる外部への公表を前提とするため、内容については県内事業者やバイヤー等と十分に協議すること。

4 効果的な業務に向けた実施体制の構築

本業務の効果的な実施に向け、以下の役割を担う総括責任者1名を配置する。総括責任者は、契約締結後、速やかに初回打合せを行うものとする。初回打合せ以降についても、契約期間中は、富山県と随時打合せ及び進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図る。また、打合せ後は、速やかに協議した内容をまとめて報告すること。

(総括責任者の役割)

- ・業務全体の企画・計画策定
- ・業務の進捗管理
- ・富山県が実施する関連事業との連携などに関するアドバイス

5 委託費上限額

金6,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

6 委託業務の実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

7 成果物

①業務実施計画書

委託業務の実施計画及びスケジュールを、初回打合せ以降、速やかに提出すること。

②公表用資料(事業結果の取りまとめ)

※ホームページでの公表を想定したもの

③業務完了報告書

委託業務の実施内容等(今後の展開についての改善提案を含む)を、令和8年3月31日(火)までに提出すること。

8 納品場所

富山県商工労働部立地通商課

※R7.4.1以降

富山県商工労働部成長産業推進室立地通商課物流通商担当

9 その他

- (1) 受託者は、業務全般の管理、監督及び県との連絡、調整を行う管理責任者を置くとともに、当該業務に関し十分な知識、経験を有する者をもって適切に業務を行うこと。
- (2) 受託者がこの業務のために作成した資料等の著作権は、富山県に帰属するものとし、県が他の媒体等で使用することを妨げないものとする。また、作成資料等において、他の個人または団体の著作に係る文献や資料等を引用する場合は、受託者において著作権者の了解等

を得た上で、引用した文献等の名称を明記すること。

- (3) 受託者は、この業務の実施により知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (4) 成果品について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- (5) 本業務は国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて富山県と協議するものとする。
- (7) 3(1)～(4)に掲げる内容については目安であり、各々の事業の詳細については企画提案によるものとする。
- (8) 本仕様書は、プロポーザル用であり、契約は内容協議を行ったうえで締結するものとし、契約内容については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合があること。